

第66回京都大学11月祭における学外者援助先例集

11月祭事務局

【金銭に関する援助】	1
【物品に関する援助】	1
【技術・知識に関する援助】	4
【人員に関する援助】	4
【その他に関する援助】	4

【金銭に関する援助】

- 第66回京都大学11月祭
(事例なし)

【物品に関する援助】

- 第66回京都大学11月祭
 - 1) 企画内容に関連のある企業のグッズを物販・景品として使用するために受ける物品の援助を許可とした事例
 - a) グラウンド企画
 - b) 詳細：普段サークルとして活動しているテーマをもっと広めるため、京大付近で交流もある関連企業のグッズを提供してもらい、企画内での物販や景品として使用する。特に学外者の広報等の見返りは求められていない。
 - c) 判断：学外者のグッズをそのまま来場者に提供する形をとっているが、あくまで援助のきっかけ及び目的は当該サークルが活動しているテーマを広めることであり、学外者からの指示や広報依頼を企画の目的としていないとして許可。
 - 2) 企画出展をする団体が以前から縁のあった飲食店Aの商品を仕入れる物品の援助を許可とした事例
 - a) グラウンド企画
 - b) 詳細：企画出展をする団体が、以前から縁のあった飲食店Aに対して商品（焼き菓子）の提供を依頼した。11月祭当日は、そのままその商品を来場者に対して販売する。
 - c) 判断：当該援助のきっかけは企画出展者からの依頼であり、また学外者からの企画内容に対する指示等は見られなかった。学外者の情報が記載されたカードを頒布物として企画出展場所に設置することは認めるが、来場者が自由にそれを受け取れる状態とし、企画出展者が積極的に広報することはしないように依頼して許可。
 - 3) 企画における展示物の内の一つとして寺院Aのキャラクターを模した作品を使用すること、及び寺院Aの広告掲出・頒布を許可とした事例

- a) 屋内企画
 - b) 詳細：企画出展団体は寺院Aから当該寺院のキャラクターを模した作品の依頼を受け、作成した。第66回京都大学11月祭とは関係のない状況での作成依頼であったが、企画における展示物としてその作品を使用する。またその作品に興味を持った来場者に向けて、寺院Aが作成したビラを企画出展場所に設置する。
 - c) 判断：いくつもある展示物の内の一つとして学外者が関連する作品を展示するため、当該企画の目的が学外者の広報とはなっていないこと、また作品およびビラ以外で学外者とのやり取りはなく、広告掲出のきっかけも企画出展者側からであったことを確認した。その上で、広告を頒布物として企画出展場所に設置することは認めるが、来場者が自由にそれを受け取れる状態とし、企画出展者が積極的に広報することはしないように依頼して許可。
- 4) サークルの活動趣旨に賛同してもらっている企業Aから、企画において使用する物品および物販のための物品の提供を受けることを許可とした事例
- a) 屋内企画
 - b) 詳細：サークルの活動趣旨に賛同してもらっている企業Aから、企画において使用する物品（機器）を無償で提供してもらい、また企画内で物販をする際には割引販売を行う。また企業Aから広報の依頼はされておらず、援助を受ける物品等においても企業名が大々的に広報されることはない。
 - c) 判断：物品の無償提供および物販の割引において学外者からの指示等は見られず、また学外者の広報も必要最低限の情報となっていることを確認して許可。
- 5) 特定の食材のみを用いた食品を提供するため、それを専門的に扱う飲食店Aに食材として物品の提供を受けることを許可とした事例
- a) 模擬店企画
 - b) 詳細：アレルギーやビーガン等に対応した特定の食材を用いた食品を提供するにあたって、それを専門的に扱う飲食店Aから食材の提供を受ける。飲食店Aからの要望としては、可能な範囲で広報も行いたい。
 - c) 判断：食材の援助に関しては、当該企画の開催にとって必要なものである。学外者の広報に関しては、飲食店Aの名称が含まれた名刺カードや成分表示内での記載等であればクレジットとして必要最低限の情報となっていることを確認して許可。

【技術・知識に関する援助】

- 第66回京都大学11月祭

【人員に関する援助】

- 第66回京都大学11月祭

【その他に関する援助】

- 第66回京都大学11月祭

- 6) あるゲームを用いたイベントとして11月祭で企画を出展するためにそのIP権を持つ株式会社Aからイベント実施の許諾を得る、権利の援助を許可とした事例
 - a) 屋内企画
 - b) 形態：権利
 - c) 詳細：企画出展にあたって使用するゲームのIP権をもつ株式会社Aに実施許諾をとる必要があった。普段のサークル活動では、異なる組織Bからイベント実施の許諾を得ている。11月祭でも株式会社Aから組織B、組織Bから企画という形でイベント開催を許諾する。逆に企画は組織Bに、組織Bは株式会社Aにライセンス料を支払う。
 - d) 判断：ライセンスに関しては当該企画の実施に必要不可欠なものである。また見返りとして、11月祭公式パンフレットおよび11月祭公式Webサイトにコピーライトを掲載することを依頼されていたが、実際の原稿や画像を見た上で必要最低限の情報となっていることを確認して許可。
- 7) 援助を受ける当該学外者Aと一定程度の関係はあるが、援助についての直接的な関与が認められない別の学外者Bの広告を不許可とした事例
 - a) 模擬店企画
 - b) 形態：広告（学外者からの要望）
 - c) 詳細：学外者Aからは食品の提供を受けており、加えて一定程度学外者Aとの関係がある学外者BのPRビラを掲示したいという申請を受けた。
 - d) 判断：PRビラの実物が確認できなかったことや、援助を受ける学外者Aとの繋がりが多少認められつつも直接的に学外者Bから援助を受けているわけではなく、当該援助に対して過度な広報行為であるとして不許可。